

京都市告示第 314 号

児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 2 号，第 3 号，第 4 号，第 5 号，第 7 号，第 8 号及び第 10 号の規定により，次のとおり，指定放課後等デイサービス事業者，児童発達支援事業者の指定を取り消します。

平成 30 年 9 月 28 日

京都市長 門川大作

事業者 の名称	事業所の名称 及び事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
株式会社 プレコ イント	くるみの森 山科 2654100045	京都市山科区川 田清水焼団地町 7-4	放課後等デイ サービス 児童発達支援	平成 30 年 10 月 31 日
	くるみの森 山科 2 号店 2654100102	京都市山科区勸 修寺柴山 15- 3	放課後等デイ サービス 児童発達支援	平成 30 年 10 月 31 日
	くるみの森 山科 3 号店 2654100144	京都市山科区勸 修寺東堂田町 1 18	放課後等デイ サービス 児童発達支援	平成 30 年 10 月 31 日
	くるみの森 左京 2650600071	京都市左京区田 中西高原町 19 -2	放課後等デイ サービス 児童発達支援	平成 30 年 10 月 31 日

(子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室)

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)